

三田市の組織及びその事務管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第2条 省略 (組織の事務)</p> <p>第3条 部が管理する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>企画財政部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 省略 (2) <u>市民ニーズを適切に受け止め、市政に反映する仕組みづくりと積極的でわかりやすい市政情報の提供</u> (3)～(5) 省略 (6) <u>公正で競争性の高い契約の執行と工事の品質確保</u> (7) <u>市政に関する重要な情報の収集、調査、調整など秘書</u> (8) <u>他の部に属しない事務の調整</u> <p>総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)～(3) 省略 (4) <u>新たな課題に積極的に挑戦する人材の育成と確保及び適正な人事管理並びに働きがいある職場環境づくり</u> (5) <u>適正な財産の管理と活用</u> <p>まちづくり部～上下水道部 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第2条 省略 (組織の事務)</p> <p>第3条 部が管理する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>企画財政部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 省略 (2) <u>市の魅力の内外への発信と積極的でわかりやすい市政情報の提供</u> (3)～(5) 省略 (6) <u>市政に関する重要な情報の収集、調査、調整など秘書</u> (7) <u>他の部に属しない事務の調整</u> <p>総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)～(3) 省略 (4) <u>透明で公正な市政運営のための情報公開及び広聴の充実</u> (5) <u>新たな課題に積極的に挑戦する人材の育成と確保及び適正な人事管理並びに働きがいある職場環境づくり</u> (6) <u>適正な財産の管理と活用</u> (7) <u>公正で競争性の高い契約の執行と工事の品質確保</u> <p>まちづくり部～上下水道部 省略</p> <p>以下省略</p>